

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次ページ

条 例

- | | |
|--|---|
| ○北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課) | 1 |
| ○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
…………… (教育庁給与課) | 1 |
| ○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
…………… (警察本部警務課) | 1 |

条 例

北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 9 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第86号

北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 18 平成16年度の寒冷地手当については、第20条の規定にかかわらず、平成16年12月20日までにこの条例の改正により定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 9 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第87号

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 18 平成16年度の寒冷地手当については、第20条の規定にかかわらず、平成16年12月20日までにこの条例の改正により定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 9 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第88号

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 18 平成16年度の寒冷地手当については、第23条の規定にかかわらず、平成16年12月20日までにこの条例の改正により定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

